

社会福祉法人 美絆
いっぷく安土庵 契約書
地域密着型サービス

【介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護】

_____（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人 美絆が実施運営する「いっぷく 安土庵」（認知症対応型共同生活介護）、（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が、利用者に対して提供する介護予防認知症対応型共同生活介護および認知症対応型共同生活介護（以下、「介護等」という。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思に基づいて、事業者が利用者に対して提供する介護等について必要な事項を定めるものです。

第2条（契約期間）

- この契約の契約期間は令和_____年_____月_____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定の有効期間の満了日が更新された場合または要介護認定の更新認定を受けた場合は、更新後の要介護認定の有効期間の満了日までとします。
- 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護等の内容、提供場所等）

事業者が利用者に対して提供する介護等についての内容および提供場所等は、【重要事項説明書】のとおりです。

第4条（介護等計画）

- 事業者は、当該事業者の責任者または管理者（以下、「管理者等」という。）に、利用者の日常生活全般の状況および利用者またはその家族の希望を踏まえ、提供する介護等の目標、当該目標を達成するための具体的な介護等提供内容等を記載した「介護等計画」を作成させ、その内容を利用者およびその家族に説明、同意を得た上で介護等を提供します。

- 2 事業者は、「介護等計画」を作成した際には、利用者およびその家族に当該介護等計画を交付します。
- 3 管理者等は、介護等計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者およびその家族の希望等に基づき、必要に応じて当該介護等計画の変更を行います。
- 4 利用者は、事業者に対し、いつでも介護等計画を変更するよう申し出ることができます。利用者からの申し出があった場合、管理者等は利用者およびその家族の希望を踏まえて当該介護等計画を変更します。
- 5 管理者等は、介護等計画を変更した際には、利用者およびその家族に対し、その内容を説明し、同意を得ます。
- 6 事業者は、介護等計画の変更に際し、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第5条（告知・説明義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、利用者またはその家族に対し、介護等の提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

第6条（利用料等）

- 1 事業者が提供する介護等の利用単位ごとの利用料およびその他の費用（以下、「利用料等」という。）は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 利用者は、事業者から提供を受ける介護等が介護保険適用を受ける場合、事業者に対し、原則として、「厚生労働大臣が定める基準額」の1割または2割を支払います。ただし、介護保険適用を受ける場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接、事業者を支払われない場合には利用者は、事業者に対し、「厚生労働大臣が定める基準額」を支払います。
- 3 利用者は、介護等の提供に係るその他の費用を【重要事項説明書】のとおり、事業所に支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。利用者が保険料の滞納等により、事業者が「厚生労働大臣が定める基準額」の支払いを受けた場合、利用者に対し、サービス提供証明書を発行します。

第7条（契約の一時停止と終了等）

- 1 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間をおき文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。

2 事業所は、次の事由に該当した場合その他やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して、契約終了日の30日前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、当該地域の他の介護事業者等に関する情報の提供や紹介その他必要な援助を行います。

①利用者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2カ月以上滞納したとき。

②利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし改善の見込みがないとき。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時停止または終了します。

①利用者が介護保険施設等に入院または入所した場合、その期間は一時停止します。

②利用者の認定区分が、自立または要支援1と認定された場合は、終了します。

③利用者が死亡した場合、終了します。

第8条（緊急時の対応）

事業者は、介護等を提供しているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、【重要事項説明書】に定める主治医等に速やかに連絡をとる等必要な援助を行うとともに、家族または緊急連絡先へ連絡します。

第9条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供する介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速且つ適切に対応します。

第10条（秘密保持）

1 事業者および事業者が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、カンファレンス等において利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、カンファレンス等において当該家族の個人情報を用いません。

4 事業者が、取得する利用者及びその家族の情報（氏名・住所・電話番号等）は、事業者が別に定める個人情報保護規程に従い特定の利用目的の範囲内で使用場合があります。

また個人情報に関する関係法規の規定に従い、利用者およびその家族の情報を事前の同意なく第三者に情報を開示する場合があります。

利用者およびその家族は、第三者に情報開示を希望しない場合には、事業者の担当窓口申し出る事ができます。

第 11 条（提供した介護等内容の記録等）

- 1 事業者は、介護等の提供ごとに提供した介護等の内容等を記録票に記入し、介護等の提供後に利用者の確認を受けることとします。事業者は、利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。また、必要に応じて利用者の家族に提供した介護等の内容等を説明します。
- 2 事業者は、介護等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 2 年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第 2 項に規定する介護等提供記録を閲覧できます。また実費負担により複写物の交付を受けることができます。
- 4 第 7 条第 1 項から第 3 項の規定により、利用者または事業者が契約の解約等を書面で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の介護等計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第 12 条（連携）

事業者は、介護等の提供にあたり、利用者に係る介護予防支援事業所、居宅介護支援事業者およびその他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 13 条（賠償責任）

- 1 事業者は、介護等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 事業者はサービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 3 事業者は本事業所において、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう、介護等を提供することを理念としており、利用者の自立した日常生活の実現のためには、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

事業者は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、利用者の症状（認知症等）ないし、身体能力によっては居室・廊下等の本施設内ならびに屋外での

活動において、転倒・転落・窒息等の事故の発生を完全に防ぐことができません。

利用者およびその家族は事業者の理念および不慮の事故の可能性を十分に理解した上で本契約を締結します。

第 14 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 15 条（信義誠実の原則）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

利用者および事業者は、本契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約書を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名または記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和_____年_____月_____日

事業者

(住 所) 滋賀県近江八幡市鷹飼町1 4 8 5 番地 6
(事業者名) 社会福祉法人 美絆
(代表者名) 理事長 松尾 隆志 印
(事業所名) いっぷく 安土庵
(事業者住所) 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4 1 1 1 番地 2
(指定番号) 2 5 9 0 4 0 0 2 9 3
(指定市町村) 近江八幡市

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____

利用者代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____ (続柄)